

講習科目の一部免除願

私は、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能研修を受講するにあたり、次の要件を満たすので、受講科目の一部免除をお願いします。

【免除要件と免除科目】（該当する要件番号一つを○で囲んでください。）

要件番号	免除要件	免除科目
①	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める 建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練 を修了している。	○作業の方法に関する知識 ○工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
②	旧職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げる 建設科、土木科又はさく井科の訓練 （職業訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了している。	
③	職業訓練法（昭和53年改正省令）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち旧職業訓練法施行規則別表第2の訓練科の欄に掲げる 建設科、土木科又はさく井科の訓練 を修了している。（旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧職業訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる 建築科、土木科又はさく井科の訓練 を修了した者を含む。）	
④	職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる 建設科又はさく井科の訓練 （旧職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、職業訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧職業訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了している。	
⑤	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる 建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許 を受けている。	○作業の方法に関する知識 ○工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ○作業者に対する教育等に関する知識
⑥	建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する 土木施工管理技術検定に合格 している。	○作業の方法に関する知識 ○工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識

注意：「一部免除願」を提出する場合は、各免除要件に該当する修了書、免許証等の写しを提出してください。また、受講の初日に、証書の原本を持参してください。

受講申請者氏名

印